

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 37 回食品添加物・汚染物質部会

日時 : 2005 年 4 月 25 日 (月) ~ 4 月 29 日 (金)

場所 : ハーグ (オランダ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	記録者の指名
3.	(a) コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
	(b) FAO/WHO からの関心事項
4.	第 63 回及び第 64 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)
	(a) 概要報告
	(b) ADI 及びその他の毒性学上の勧告の変更による作業
食 品 添 加 物	
5.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認・改正
6.	食品添加物のコーデックス一般基準(GSFA)の検討
	(a) GSFA 前文
	・ GSFA の作業原則に関する作業部会の進捗状況報告
	・ GSFA の作業原則に関する作業部会の報告
	(b) GSFA に関する特別作業部会の報告
	(c) GSFA における食品添加物規定
	・ 食品添加物の使用に関する規定原案 電子作業部会の報告
・ 食品添加物規定原案 (ステップ 3) 及び新規使用の提案	
7.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	・ INS への追加及び改訂案
	・ INS に関する作業部会の報告
8.	コーデックス及び JECFA で用いられる用語の統一
	・ コーデックス及び JECFA で用いられる用語の統一に関する作業部会の報告
9.	キャリアに関する討議文書
10.	加工助剤一覧：更新リスト
11.	香料に関する討議文書

12.	活性塩素使用の包括的評価の実施に関する FAO/WHO 合同専門家会合の所掌範囲についての討議資料
13.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	・ 第 63 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	・ 規格に関する特別作業部会の報告
汚 染 物 質	
14.	コーデックス規格における汚染物質の最大基準値の承認・改正
15.	食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格(GSCTF)の検討
	(a)汚染物質及び毒素に関する特別作業部会の報告
	(b)GSCTF の一覧表 I
	(c)GSCTF の改正原案 (ステップ 4)
16.	食品及び飼料中のかび毒
	(a)木の実のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範案(ステップ 7)
	(b)未加工及び加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオにおけるアフラトキシンの最大基準値原案 (ステップ 4)
	(c)アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオにおけるアフラトキシン汚染に関するサンプリング原案 (ステップ 4)
	(d)ブラジルナッツにおけるアフラトキシン汚染に関する討議資料
	(e)穀物中のデオキシニバレノール(DON)汚染
	(f)ソルガムのかび毒汚染
17.	食品中の産業・環境汚染物質
	(a)魚類の鉛の最大基準値案 (ステップ 7)
	国際貿易における主な魚類種の暫定リスト(異なる魚類種における鉛の最大基準値を含む)
	(b)スズの最大基準値原案 (ステップ 4)
	(c)缶詰食品中に含まれる無機スズの汚染防止及び低減に関する実施規範案 (ステップ 7)
	(d)カドミウムの最大基準値案 (ステップ 7 及び 4)
	(e)食品中のダイオキシン類及びダイオキシン類似 PCB 低減のための汚染源対策に係る行動規範原案 (ステップ 4)
(f)植物たんぱく質酸加水分解物及びその製品の 3-クロロプロパンジオール	

	(i)最大基準値案
	(ii)クロロプロパノールに関する討議資料
	(g)アクリルアミドに関する討議資料
	(h)PAH（多環芳香族炭化水素）汚染に関する討議資料
	(i)魚類中のメチル水銀のガイドライン値に関する討議資料
	(j)国際貿易において使用される食品中の放射性核種のガイドライン値改正案（ステップ7）
18.	JECFAにおける食品添加物、汚染物質及び自然毒の優先評価リスト 優先評価リストに関する作業部会の報告
19.	その他及び今後の作業
20.	次回部会の開催日時及び場所
21.	報告書案の採択

標記会合に先立ち、2005年4月21日（木）に「食品添加物のコーデックス一般規格（GSFA）の作業原則に関する作業部会」、22日（金）に「GSFAに関する特別作業部会」、23日（土）「規格に関する特別作業部会」及び「コーデックス及びJECFAで用いられる用語の統一に関する作業部会」及び24日（日）には「食品中の汚染物質及び毒素に関する特別作業部会」が開催される予定。

第37回食品添加物・汚染物質部会の主要検討課題 < 食品添加物 >

1. 食品添加物の一般基準 (GSFA)

(a)GSFA前文等の改正について

(背景)

2001年にとりまとめられたGSFA前文について、個別の食品規格に掲載される添加物とGSFAに掲載される添加物が大きく乖離していることから、GSFA前文等の見なおしが進められている。

前回の本部会での議論を踏まえ、中国を主導国とする作業部会を作成し、以下に示す主用任務についてとりまとめ、討議資料(プロGRESSレポート)を用意することとなっている。

GSFAを作成する際の作業原則の見なおし

GSFAの作成に関わる次の基準を考慮する

- 1) GSFAはCACで採択された他のコーデックス基準との整合性を図る。
- 2) GSFAへの組込みは透明性を保った手段で行なわれる。
- 3) GSFAは公正かつ統一性をもった方法で作成される。
- 4) 作業原則の変更は作業の遅れを呼ぶものではなく、加速させるものでなければならぬ。

作業原則改定案はGSFAに付属する独立文書に記載する。

GSFAと個別食品規格との関係を分析し、統一性を保つための手続きを提案する。

今回の討議資料の付表1は、上記の事項に対する記述であり、GSFAの添加物の基準を策定する最近の作業原則の概要を記載している。付表2は、上記及びの事項に対する記述であり、GSFAの添加物基準の策定についての考え方を「ディシジョンツリー」として提示している。付表3は、上記の事項に対する記述であり、GSFA前文、コーデックス手続きマニュアル、コーデックス添加物使用の一般原則についての不調和の部分について分析した概要を記載している。最後に付表4において、前文の改定案を記載している。

(注) GSFAの構成

a) 前文

b) 付属文書

A JECFAのADIから最大使用量を検討するためのガイドライン

B 食品分類システム

c) 食品添加物規定

表1 食品添加物毎(アルファベット順)の使用基準

表2 食品のカテゴリー別に整理した食品添加物の使用基準

表3 一般にGMP条件下において使用の認められている食品添加物

(基本的な考え方案)

コーデックス規格(CS)とGSFAとの関係を明確にする必要性やGSFAに組み込む添加物規準の策定手順の明確化、また、GSFA前文、コーデックス手続きマニュアル、添加物使用の一般原則間の不整合な部分を分析し、統一を図るなど、GSFAの現状と問題点が明確になっていると考えられ、最終的なとりまとめに向けた作業に注目していく必要がある。

(b)GSFA表1、2及び3の改正案について

米国を主導国とする電子的作業部会の作成したGSFA表1、2、及び3の改正案について検討する。

(基本的な考え方案)

我が国の規制や、使用実態を反映させるとともに、必要に応じ技術データの提供を行うこととする。

2. 食品添加物の同一性及び純度に関する規格

第63回JECFAにおいて、規格及び暫定規格が検討された添加物(添加物20品目、香料197品目)について、本部会に先立ち開催される作業部会報告(CRD5)及びJECFA報告に基づき検討される。

(基本的な考え方案)

JECFAの評価結果を今後の我が国の成分規格改正の際に参考となるため、情報を収集する。また、必要に応じ、個別添加物に関して我が国が有しているデータをJECFAに提供を行なう。

3. コーデックスシステムへの香料の取組み

(背景)

前回の本部会においてJECFAにおける香料物質の評価が数百と進行していることから、香料をコーデックスシステムに組込むべく、米国を主導国として討議資料を用意するとされた。

今回、提示されている香料物質をコーデックスシステムに組込むための選択枝は以下のとおり。

- 選択1 香料（化学合成及び天然）の大部分の評価が終了するまで待つ。
- 選択2 新たに香料物質の一般基準を策定。ポジティブリスト。
- 選択3 新たにJECFAが評価した物質をGSFAに組込む作業を開始。ポジティブリスト。
- 選択4 新たに香料使用のためのガイドラインを策定。参照リスト。
- 選択5 JECFAが評価した物質を参照するようGSFA前文改正。参照リスト。

（基本的な考え方案）

JECFAにおいては2004年までに約1500の香料について安全性の評価を終了しており、コーデックスシステムの中に組込むための作業の必要性については理解できることから、選択2～5のうちの適当なものになると考える。我が国としては実施可能性も考慮し、緩やかな参照リストを提示した選択枝が好ましいと考えられる。

4．加工助剤及びキャリアの取扱について

（背景）

加工助剤は食品の製造工程で使用されるが最終食品に含有されないことから、GSFAには含めないこととされており、前回の本部会において取扱について議論のなされたところ。その結果、加工助剤については使用のためのガイドラインを策定するとともに、最新版の加工助剤の一覧表を今回の本部会に提示することとされていたもの。

一方、キャリアについてはGSFAにおいて、その取扱を検討することになっているが、定義について本部会の合意が得られなかったことから、今回の本部会までに討議資料を用意することとされていたもの。別に議題である「コーデックス及びJECFAで 사용되는用語の統一」において、2つの提案がなされており、第1案は「他の食品添加物や栄養素を食品中に導入し、作用する部位に運んだり、完全な状態に維持等するための添加物」、第2案は「食品添加物を溶解、希釈、分散、若しくは物理的に変化させる物質」とされている。キャリアに関する作業部会では、第1案を定義として採用することを勧告している。

（基本的な考え方案）

加工助剤の一覧表については、食品衛生上のシステムが未成熟な国々にとっては有益な情報である。また、我が国にとっても諸外国での加工助剤の使用実態の情報となることから、情報収集に努める。

我が国において、キャリアに該当する物質については、添加物以外の食品（乳糖等）として分類されるものもあることから、第2案が好ましい。

第 37 回 Codex 食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）の検討課題（汚染物質）

1．食品中の汚染物質及び毒素の Codex 一般規格（GSCTF）等

汚染物質・毒素に関しては、食品中の汚染物質及び毒素の一般規格(GSCTF)において、CCFAC における検討の規準や一般的原則が定められており、これを補完するため、以下のものが検討される。

食品中の汚染物質及び毒素の Codex 一般規格（GSCTF）の一覧表 1 と作業文書既に採択された汚染物質の最大基準値について、一覧表に取りまとめられ、GSCTF に含まれるもの。我が国とオランダで作成。

食品中の汚染物質及び毒素の Codex 一般規格（GSCTF）の改訂素案 GSCTF の中に「食品及び食品群中の汚染物質及び毒素の暴露方針の方針」（本年 7 月の第 28 回総会において step8 で検討予定）に関連する文章を含めるための修正を行う。我が国が作成。

《基本的な考え方案》

一覧表の様式は、汚染物質毎の基準値を一覧にしたものであり、策定されれば加盟国にとって非常に有益である。

また、GSCTF が Codex 及び加盟国に対し、汚染物質及び毒素のリスク管理措置を検討する際の一般原則を提示するものであることを考慮すると、GSCTF の中に暴露評価の実施に関する原則を明確に定めるべき。

2．食品中のカビ毒、汚染物質の汚染防止及び低減等に関する実施規範

汚染物質・毒素のリスク管理については、生産、調製、保管、製造、流通等の各段階における汚染低減を図ることが有効である。

今回は、以下の実施規範が検討される。

ツリーナッツのアフラトキシン汚染の防止及び低減（Step 7）

缶詰食品中に含まれる無機スズの汚染防止及び低減（Step 7）

食品中のダイオキシン類及びダイオキシン類似 PCB 低減のための汚染源対策

《基本的な考え方案》

汚染物質の全体的な低減につながるものであることから、科学的な議論を踏まえた上で早急に採択されることが必要。

3．食品中のカビ毒、汚染物質の最大基準値

以下の汚染物質について最大基準値が検討される予定。

未加工及び加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオにおけるアフラトキシン（Step 4）

魚類中の鉛 (Step 7)
缶詰食品・飲料中の無機スズ (Step 4)
カドミウム (Step 7& 4)
Step 7 : 小麦、ばれいしょ、茎菜、根菜、その他野菜
Step 4 : 精米、軟体動物
酸加水分解植物タンパク及びその製品の 3-クロロプロパンジオール
放射線核種のガイドライン (見直し)

《基本的な考え方案》

適切に実施された実態調査によるデータ等に基づき、科学的に基準値を検討することが重要であり、我が国としてもデータの提供等に積極的に貢献していく。

4 . 食品中のカビ毒、汚染物質に関する討議資料

各種のカビ毒や汚染物質について、最大基準値及び汚染防止・低減等に関する実施規範の策定作業を開始するに当たり、各国の汚染実態データ、汚染低減の方法に関する情報、各国の基準値やガイドラインレベルに関する情報、サンプリング方法や分析法に関する情報などを収集し提供するもの。

本部会では、以下の討議資料について検討される予定。

ブラジルナッツにおけるアフラトキシン汚染
穀物中のデオキシニバレノール (DON) 汚染
ソルガムのカビ毒汚染
クロロプロパノール
アクリルアミド
多環芳香族炭化水素 (例えばベンツピレンなど)
魚類中のメチル水銀のガイドライン値と食事指導

《基本的な考え方案》

我が国の実情を反映するため、汚染実態データや関連する情報の提供を積極的に行う。